

令和2年度旅行開発支援事業 インバウンドインセンティブツアー支援要領

1 目的

インバウンドの宿泊観光客の誘致促進を図るため、(公社)宮城県観光連盟会員(以下 会員)等が実施する企業・団体によるインセンティブツアー(以下 ツアー)に対し支援するもの。なお、支援範囲は年度予算内とします。

2 支援対象団体

- (1) 会員であるツアー実施企業・団体等
- (2) 会員から推薦があったツアー実施企業・団体等

3 支援対象となるツアー

- (1) 旅行企画において指定事項を満たすもの(別紙参照)
- (2) 他の団体等から助成金等の支援がないもの

4 支援内容

ツアー催行にあたり、参加者数に応じ下記により助成します。なお、同一旅行行程については1企画のツアーと判断します。

- (1) 20名以上50名までは5万円
- (2) 51名以上は10万円
- (3) 120名以上の場合は予算の範囲内で検討の上、助成額を決定します。
- (4) 海外送金の場合は円建てとし助成額から手数料等を差し引いた額とします。

5 申請等の手続き

(1) 申請書の提出

支援を受けようとする対象企業・団体等は、申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、旅行企画書等を添えて会長に申請してください。

(2) 支援の決定

会長は、申請書を受領後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

(3) 事業の完了

申請者は旅行催行後、報告書(別紙様式2)に必要事項を記入し、報告書記載内容を証明する写しを添えて、会長に提出する。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額の確定を通知します。

令和2年度旅行開発支援事業 インバウンドインセンティブツアー

旅行企画における指定事項について

1 必須条件

- (1) 令和2年7月から2020年3月までを対象期間としたインセンティブツアーであること。
- (2) 県内において宿泊を1泊以上すること。

2 選択条件

次の(1)から(4)いずれかの条件を1つ以上満たすものとします。

- (1) 旅行行程において東日本大震災からの県内沿岸部に対する復興支援のプランがあること。
- (2) 県内における観光等プラン(※1)を2地域(※2)以上組み込んだ旅行行程であること。
- (3) 県内観光等プラン(※1)において延べ3時間以上滞在する旅行行程であること。
- (4) 必須条件も含め県内において2泊以上すること。

※1 宿泊・移動時間を除く消費を伴う観光メニュー

※2 県内市町村単位